

回答書No. 1

令和5年9月27日

伊丹市教育委員会事務局
スポーツ振興課

下記のとおり回答します

対象施設	伊丹市立緑ヶ丘体育館・武道館等運動施設
質問	<p>・業務仕様書7ページ</p> <p>上記によるグラウンド整備業務に併せて、猪名川第2運動広場に隣接する猪名川テニスコート（指定管理対象外施設）の整備（真砂土補充及びコート周囲の除草作業を含む）についても、必要に応じて整備を行うこと。 ただし、指定管理料の対象外とする。</p> <p>とありますが、整備（真砂土補充及びコート周囲の除草作業を含む）を行った場合は別途指定管理料、もしくは委託料が支払われるのでしょうか？</p>
回答	<p>仕様書のとおり、指定管理施設の整備業務に併せて必要に応じて猪名川テニスコートの整備を行ってください。この場合の当該テニスコートの整備に係る別途委託料の支払いはございません。</p>

回答書No. 2

令和5年9月27日

伊丹市教育委員会事務局
スポーツ振興課

下記のとおり回答します

対象施設	伊丹市立緑ヶ丘体育館・武道館等運動施設
質問	<p>・業務仕様書10ページ</p> <p>(3) キャッシュレスの導入について キャッシュレス決済については、市が貸与するキャッシュレス端末を使用すること。施設実施事業に係るキャッシュレス手数料については、伊丹市負担として指定管理料に含まれており、その利用実績において精算するものとします。</p> <p>とありますが、精算するにあたって金額の明記がありませんが、基準となる金額はいくらになるのでしょうか。 例えば修繕費だと700万円という基準があり、余れば市に返却、超えれば指定管理事業者が負担、ということになっていると思います。</p>
回答	年間収納見込合計額の40%をキャッシュレス手数料と見込んで計画してください。